

平成 28 年 3 月

各位

(株)佐賀新聞サービス
佐賀市鍋島 2 丁目 301
TEL0952-32-4848(代)

佐賀新聞折込ちらしにおける意見広告の取扱いとご案内

拝啓、猛暑の候、皆様にはますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素より折込広告には、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、企業、団体等がそれぞれの立場から、自分の考え方や意見を表明し、読者に賛否を問う広告手段として「意見広告」があります。弊社では折込ちらしの利便性、有用性のさらなる向上を図るため、意見広告の取り扱いを平成 28 年 4 月より解禁しております。趣旨ご賢察いただき、広告宣伝活動の一助にお使い頂ければ幸いです。

敬具

折込料金 A4・B4 サイズ 10.5 円/1 枚（消費税別途）
 A3・B3 サイズ 14.1 円/1 枚（消費税別途）
 ※別途配送管理料が掛かります。全サイズ 1 枚につき 0.3 円（消費税別途）
 ※上記以外のサイズについても取り扱っております。

折込規定

- 1、広告主は組織・実態が確実でありしかるべき社会的評価を受けている企業・団体・有志連合等が広告主で内容が妥当であると判断され、かつ下記の各項に反しないものは原則として折込を認める。
- 2、広告主の正式名称、責任者名、所在地、電話番号を明記し「意見広告」と明示すること。
- 3、配布は公平性を期するために全ての佐賀新聞読者を対象とする。
- 4、掲載予定原稿の提出は審査等のため折込予定日の 2 週間前とする。
- 5、折込に際しては、当社規定の念書を提出すること。
- 6、次のものは受け付けない。
 - ① 広告主が個人（単独）であるもの
 - ② 広告主が責任を持ちうる内容でないと判断されるもの
 - ③ 紛争中もしくは裁判中の当事者の当該紛争・裁判に関する意見広告
ただし、とくに公共性が高いと認められる場合は掲載を認めることがある
 - ④ 他を中傷するもの、名誉毀損・プライバシーを侵害するもの、虚偽または事実を誤認させるもの、著しく良識を逸脱するもの

以上